

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（第1回）-議事要旨

日時：平成29年12月25日（月曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館地下2階 講堂

●出席者

・出席委員

川瀬座長、赤司委員、伊香賀委員、亀谷委員、辰巳委員、鶴崎委員、花形委員、山川委員、山下委員、渡辺委員

・オブザーバー

石油連盟、セメント協会、電気事業連合会、日本化学工業協会、日本ガス協会、日本自動車工業会、日本製紙連合会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本ショッピングセンター協会、日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会、日本百貨店協会、日本ビルディング協会連合会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ホテル協会、日本旅館協会

・事務局

高科省エネルギー・新エネルギー部長、茂木政策課長、吉田省エネルギー課長、吉川省エネルギー対策業務室長、立石省エネルギー課長補佐、吉川省エネルギー課長補佐

●議題

1. 議事の取扱い
2. 平成29年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項
3. 平成28年度工場等判断基準ワーキンググループの振り返り
4. 食料品スーパー業におけるベンチマーク制度に関する審議
5. ショッピングセンター業におけるベンチマーク制度に関する審議
6. 工場等判断基準等の見直しに関する報告
7. 今後の予定

●議事概要

議題1. 議事の取扱い

議事の取扱い案は了承された。

議題 2. 平成 29 年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項

審議事項案は了承された。

議題 3. 平成 28 年度工場等判断基準ワーキンググループの振り返り

事務局より説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- ベンチマーク制度の説明についての「制度自体の意義」と「制度を導入することによる意義」という表現を工夫していただければ思う。
- 今後の検討の参考とさせていただく。(事務局)

議題 4. 食料品スーパー業におけるベンチマーク制度に関する審議

議題について、日本チェーンストア協会及び事務局より説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- 変数に用いられている「冷ケース尺数」について、冷ケースは冷蔵と冷凍の温度域があるが、各店舗でこの温度域を使用している割合が異なるのではないか。それも織り込まれた指標となっているのか。
- 割合の違いも含めて統計的な観点で指標を検討した結果、冷ケース尺数を用いた重回帰式が親和性のある指標と判断できたため、冷ケース尺数のみで問題ないと考えている。(事務局)
- 案(1)から案(4)までいずれの候補も決定係数が高い値の式となっており、特に案(2)の決定係数が高い値を示しているが、その中で案(3)に決めた理由について教えて欲しい。
- 案(2)のように「売上高」を説明変数に用いると、同業他社や他業種による近隣への出店といった外的な要因に左右されやすくなるため、適切ではないとの判断となった。(発表者)

- 食料品スーパーでは、冷凍冷蔵ショーケース、照明、空調といった3つの分野がエネルギー消費の大部分を占めており、案（3）においては、「冷ケース尺数」によって冷凍冷蔵ショーケースを、「延床面積」によって照明と空調の規模を捉えていると考えられるため、指標として妥当であると考ええる。
- 重回帰式の解析に必要なサンプル数の妥当性については、どのように捉えているのか。資料4-1の5ページの業界カバー率とは異なるのか。
- 資料4-1の5ページの業界カバー率は、定期報告における各種食料品小売業に基づいた整理であり、制度検討の入口として業界への影響を示している。他方で、食料品スーパーに限定した指標の妥当性については、資料4-1の12ページのとおり、商業統計を基にした食料品スーパーという母集団に対して、有効性を確保していると考えている。
(事務局)

以上の意見をもって、食料品スーパー業におけるベンチマーク制度が了承された。

議題5. ショッピングセンター業におけるベンチマーク制度に関する審議

議題について、日本ショッピングセンター協会及び事務局より説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- エネルギー使用量と延床面積の関係をみると、同じ延床面積でもエネルギー使用量が大きく異なるサンプルがあるが、統計的なまとまり方を考えて、外れ値を除外するという手法は導入されなかったのか。
- 入力ミスのようなエラー値は除外しているが、ショッピングセンターという施設の特長上、エネルギー使用量にバラツキが出ることから、御指摘のような外れ値を除外しても全体の分析には影響が出ないものと考えている。(発表者)
- テナントを含めたエネルギー使用量という指標となっているが、省エネ法定期報告における事業者単位という報告範囲との関係についてどのように整理しているのか。
- 省エネ法定期報告は従来と変わらない。他方、省エネ法においてもオーナー・テナント共同での省エネ取組を促していくことの重要性も問うていることから、今回のショッピングセンターのベンチマーク制度についてはテナントを含めた指標として省エネ取組を促していきたい。(事務局)
- 今回の目指すべき水準の設定方法について、低炭素社会実行計画のフォローアップのデータを使用して検討しているのか。そうなのであれば、定期報告に関連したデータを基にする場合とサンプルの状況が異なるのではないか。
- ベンチマーク指標検討のために行った協会アンケートで得られたデータサンプルが少

なく、定期報告にショッピングセンター業という報告が無いという状況に鑑み、低炭素社会実行計画のフォローアップデータの数字を用いた検討を行った。エネルギー使用量のデータという点ではサンプルとして問題ないと考えている。しかし、制度施行後にデータが集まってきた際には、報告の状況を踏まえて水準の見直しを検討していくべきと考えている。(事務局)

- 営業時間を入れると相関が低くなっているが、この営業時間の定義を教えて欲しい。施設の維持や管理を行う営業時間前後の時間まで加味しているのか。
- テナントの営業時間で統一している。維持管理の時間は入っていない。(発表者)
- 規模と特性の違う施設が横並びとなっていることについて、指標の妥当性や業界内での納得感についてどのように捉えているのか。
- 施設には、映画館や水族館といった多様なテナントが含まれているが、それぞれの特殊な形態を除外しようとする、その基準を設定することも困難である。まずは幅広くショッピングセンターを捉えるという観点から、個別の事情で判断をせずに分析した。業界内の納得感については、実際に報告を受けているわけではないので確認できないが、今後の状況を踏まえて検討を継続したいと考えている。(事務局)
- ショッピングセンター業にけるベンチマーク指標についてはもう少し議論が必要と思う。今日の審議の意見を踏まえた資料をまとめていただき、次回再度審議をお願いしたい。(座長)

以上の意見をもって、ショッピングセンター業におけるベンチマーク制度については次回のワーキンググループにて再審議となった。

議題6. 工場等判断基準等の見直しに関する報告

基本的事項を事務局から報告。詳細については、次回のワーキンググループでの説明となった。

議題7. 今後の予定

今後の予定が了承された。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

Tel 03-3501-9726 Fax 03-3501-8396